

観光振興計画策定に係る調査・分析業務委託仕様書

1 業務名

観光振興計画策定に係る調査・分析業務

2 業務の目的

この業務は、松阪市の観光振興に資する効果的な観光振興計画及びアクションプランの立案、具体的な施策を検討する為、本地域における観光客の実態とニーズを把握すると共に計画策定に必要な効果的な指標の検討を行う。本業務について、豊富な経験と高い専門性を有する民間事業者に委託し、円滑に遂行することを目的とする。

3 業務内容

委託する業務内容については、以下に掲げるものを実施するものとする。

(1) 観光スポットクチコミ分析

クチコミサイト等の書き込みを分析し、年齢・性別・月別での本市の観光施設等の評価内容を数値化する。松阪市内の観光スポット 100 程度の結果を検証すること。

(2) 宿泊旅行者属性調査

本市内の施設宿泊者の予約情報を活用し、年齢・性別・居住地など、宿泊予約者の属性分析を実施する。本市内の宿泊施設 10 程度の結果を検証すること。

(3) 観光事業者等を交えた会議の実施

観光事業者等を交え、本市の計画策定を行うにあたり有効とされる指標の検討などを行うため、会議を行う。(1 回程度)

4 業務の体制

受託者は、本業務委託の遂行にあたっては責任者及び担当者を置き、委託者の指示に迅速に対応できる業務体制を組むものとする。また、責任者及び担当者は、観光情勢や観光政策を熟知し、観光振興計画策定に係る調査・分析業務、観光振興計画等又はそれに類似する計画の策定の業務経験を有する者とする。

なお、受託者は、委託者が本業務の目的を達成することが困難であると認めた場合には、事前に委託者と協議のうえ担当者等の交代を行うものとする。

5 実施期間

契約締結日から令和 2 年 1 0 月 3 0 日まで

6 入札方法・支払方法

入札金額（税抜）には、成果品や旅費、資料作成費等、本業務に係る費用を含むこと

とする。入札金額に 100 分の 110 を乗じて得た額（1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）を契約金額とします。

本契約に係る支払は、契約満了後に一括で支払うものとする。

7 疑義

業務の実施に当たり疑義が生じたとき、及び本仕様書に記載のない事項については、市担当課と協議のうえ実施するものとする。

8 提出書類

受託者は、契約締結後に速やかに次に掲げる書類を提出し、承認を受けなければならない。

- (1) 業務実施計画書
- (2) その他市が必要と認める書類

9 工程管理

受託者は、業務実施計画書に基づき適正な工程管理を行わなければならない。

10 個人情報保護

受託者は、本市が受託者に提供する個人情報が外部に漏れない対策を施した管理下で作業を行わなければならない。

11 検査

受託者は、本業務の完了に際して納品書を添付したうえで成果品を提出し、検査を受けなければならない。

12 その他

業務の実施については、担当課と連絡を取り合い十分な打ち合わせを行い、業務の目的を達成するため、特に次に掲げる内容について留意しなければならない。

- (1) 業務の進捗を十分把握するとともに、確実に計画策定がなされるように工程管理を行うこと。
- (2) 責任者又は担当者は観光事業者等を交えた会議を1回程度開催。会議を主催し、本市の計画策定を行うにあたり有効とされる指標の検討や松阪市として取り組むべき方向性等について意見交換し、その結果について報告書としてまとめる。
- (3) 調査等の報告書について分析及び報告書原稿の作成にあたっては、委託者と十分な協議を行うこと。その上で調査の趣旨や回答者の属性、分析結果のまとめ等を記載し、調査結果の内容をグラフや表を用いてわかりやすく記載する。

また、調査結果から課題やニーズを抽出し、その因果関係をわかりやすく記載した

原稿を作成し、その課題の解決に向けた観光施策や方向性、指標を提案する。
報告書は9月末日までに委託者に提出するものとする。

1 3 連絡先

松阪市役所産業文化部観光交流課 担当 野口 0598-53-4196